

○河北郡市広域事務組合「財政事情」の作成及びその公表に関する条例

制定 平成19年3月1日 条例第4号

(趣旨)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定による財政状況（以下「財政事情」という。）の作成及び公表に関しては、この条例の定めるところによる。

(公表の内容)

**第2条** 「財政事情」には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行状況
- (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
- (3) 住民の負担の状況
- (4) その他理事会において必要と認める事項

(公表の時期)

**第3条** 「財政事情」は、毎年4月1日から9月30日までの期間におけるものを12月1日に、10月1日から3月31日までの期間におけるものを6月1日に公表するものとする。

- 2 天災その他避けることのできない事由により、前項に定める期日に「財政事情」を公表することができないときは、理事長は、その事由がなくなったときから1月以内において、その期日を定めてこれを公表しなければならない。

(公表の方法)

**第4条** 「財政事情」の公表は、河北郡市広域事務組合公告式条例（平成16年河北郡市広域事務組合条例第1号）に定めるところにより行う。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、「財政事情」の作成及び公表の手続きに関し必要な事項は、理事長が定める。

**附 則**（平成19年3月1日条例第4号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。